

第188期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）2名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1
名選任の件

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに第188期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社では、2025年度よりスタートした中期経営計画に基づき、株主の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様からご評価いただけるよう、企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

また、ものづくりの未来の発展に貢献すべく、透明性の高いコーポレートガバナンスのもと、環境課題の解決や社会との調和にも積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



2026年6月

代表取締役社長

塚本 高広

経営理念

経営の基本方針

顧客、株主、取引先、従業員の信頼と期待に応えるため、収益力の向上を図ることにより企業価値を高めることを経営の基本としており、株主への利益還元と顧客に満足される製品を提供することを重要な経営目標と位置付けております。

行動規範

「ものづくりを通じて、社会に貢献し、企業価値の向上を目指します」

- 一. より良い商品とサービスを提供し、顧客の期待と信頼に応えます
- 一. コンプライアンスを重視し、社会から信頼される会社であり続けます
- 一. 議論・対話を尽くし、活力ある企業風土を醸成します

目次

	(頁)
第188期定時株主総会招集ご通知	3
[株主総会参考書類]	
第1号議案 剰余金処分の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件	10
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	13
事業報告	17
連結計算書類	36
計算書類	40
連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本	44
計算書類に係る会計監査報告書 謄本	46
監査等委員会の監査報告書 謄本	48
[ご参考]	
株主メモ	54

株主各位

証券コード 6203
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日 2026年5月25日)
愛知県清須市須ヶ口1900番地1
豊和工業株式會社
代表取締役社長 塚本高広

第188期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第188期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.howa.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6203/teiji/>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「豊和工業」または「コード」に当社証券コード「6203」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をさせていただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室
3. 目的事項 **報告事項**
 1. 第188期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第188期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類報告の件**決議事項**
 - 第1号議案 剰余金処分の件
※上程概要：当社普通株式1株につき金20円の配当
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件
※候補者名：塚本 高広（再任）、北村 誠（再任）
 - 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
※候補者名：大矢 英貴（新任）
4. 招集にあたっての **決定事項**
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎当日、当社係員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎決議のご通知につきましては、送付せず株主総会終了後に、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.howa.co.jp/>）に掲載いたします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。ただし、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告書および監査報告書の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へご出席されない場合



書面（郵送）による議決権行使

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時到着分まで

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時行使完了分まで

次頁の案内に従って、各議案の賛否を、上記行使期限までに入力してください。

株主総会へご出席される場合



日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時 ※受付開始 午前9時

場所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

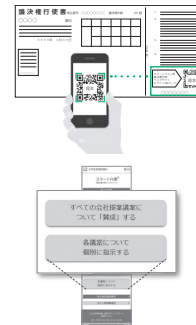
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

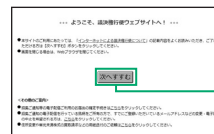


※議決権行使書はイメージです。

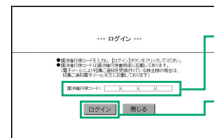
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

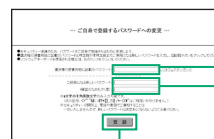


「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

【インターネット等議決権行使に関するお問合せ】

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00）

【機関投資家の皆様へ】

株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。

中長期的な観点から安定的、継続的な配当の維持を基本としつつ、利益が増加した場合は、配当性向30%を目安として、株主還元を強化する方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金 **20円**

配当総額 **244,832,980円**

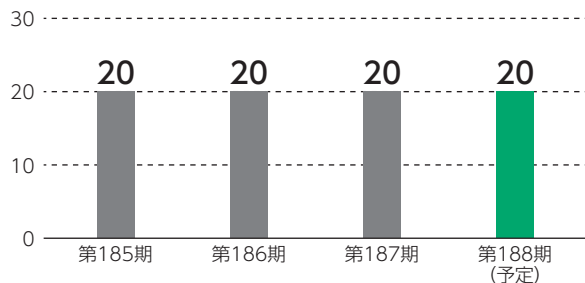
剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

<ご参考>

配当金の推移

(単位：円)



第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	当期取締役会 出席率	属性
1	つかもと 塚本 高広	代表取締役社長 事業部門長	91%	再任
2	きたむら 北村 まこと 誠	常務取締役総務部門長 兼 総務人事部長 兼 経理部長 兼 法務室長 兼 サステナビリティ推進室長	100%	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

再任

つかもと たかひろ
塚本 高広

(1954年7月27日生) 性別：男性

所有する当社の株式数 40,426 株

取締役会出席状況 10/11 回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1978年11月 当社へ入社
2003年6月 当社機械事業部営業グループ部長
2003年12月 ホーワマシナリーシンガポール株式会社取締役社長
2004年5月 当社機械事業部工作機械グループ部長
2005年6月 当社取締役機械事業部工作機械グループ営業担当部長
2007年6月 当社取締役機械事業部長
2011年6月 当社常務取締役事業部門長兼機械事業部長
2015年6月 当社専務取締役事業部門長
2016年6月 当社代表取締役社長兼事業部門長
2017年4月 当社代表取締役社長兼事業部門長兼特装車両事業部長
2018年7月 当社代表取締役社長兼事業部門長（現任）

当社との特別の利害関係

塚本高広氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

塚本高広氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、主に事業部門の営業関連業務に従事し、海外現地法人の取締役社長を務める等、グローバルな事業経営に関する見識と豊富な職務経験を有することを踏まえ、引き続き取締役として適任と判断したためです。

(注) 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (3)会社役員 の状況」に記載のとおりです。塚本高広氏が取締役に選任され就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

再任

きたむらまこと
北村 誠

(1978年10月26日生) 性別：男性

所有する当社の株式数 6,250 株

取締役会出席状況 11/11 回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2012年 8月 当社へ入社
2021年 7月 当社法務室長兼新基幹システムプロジェクト推進室長
2023年 1月 当社総務人事部次長兼法務室長
2023年 7月 当社総務人事部長兼法務室長
2024年 6月 当社取締役総務部門長兼総務人事部長兼経理部長兼法務室長兼サステナビリティ推進室長
2025年 6月 当社常務取締役総務部門長兼総務人事部長兼経理部長兼法務室長兼サステナビリティ推進室長（現任）

当社との特別の利害関係

北村誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

北村誠氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、法務、情報システム、総務、人事、経理関連業務に従事し、現在は総務部門長として管理部門を統括する等、幅広い見識と豊富な職務経験を有することを踏まえ、引き続き取締役として適任と判断したためです。

(注) 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (3)会社役員の状況」に記載のとおりです。北村誠氏が取締役に選任され就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役服部誠一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

第3号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役全体に占める独立社外取締役の割合は6割となります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者

おお や ひで き
大矢 英貴

(1963年11月19日生) 性別：男性

所有する当社の株式数 一 株
取締役会出席状況 一 回
監査等委員会出席状況 一 回

新任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月 岡谷鋼機株式会社入社
2008年 5月 同社名古屋本店浜松支店長
2015年 3月 岡谷鋼機九州株式会社社長
2017年 5月 同社取締役兼大阪店支配人、大阪店長
2020年 5月 同社取締役兼名古屋本店メカトロ本部長
2022年11月 同社取締役兼新エフエイコム株式会社社長
2025年 5月 同社取締役兼大阪店副店長
2026年 5月 同社取締役退任、同社顧問（現任）

■ 当社との特別の利害関係

大矢英貴氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

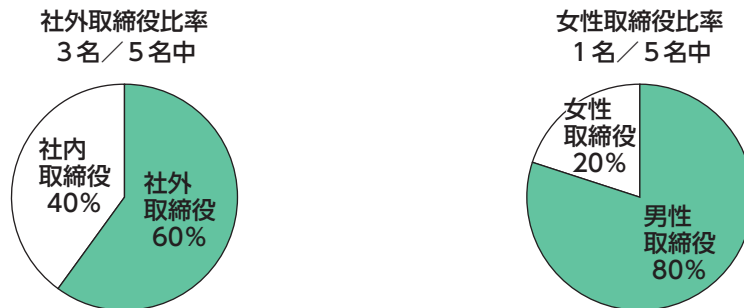
大矢英貴氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、長年にわたり、岡谷鋼機株式会社の取締役として、また、国内法人の社長として企業経営に携わられた豊富な経験や識見を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただくためです。

- (注) 1. 本議案をご承認いただいた場合には、当社は、大矢英貴氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
2. 本議案をご承認いただいた場合には、当社と大矢英貴氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (3) 会社役員 の状況」に記載のとおりです。
大矢英貴氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役会の構成

第3号議案および第4号議案が原案どおり可決されますと、当社の取締役会の構成は次のとおりとなります。



取締役のスキルマトリックス

第3号議案および第4号議案が原案どおり可決されますと、当社の取締役の主な専門性と経験は次のとおりとなります。

区分	氏名	性別	専門性と経験							
			財務・会計	企業経営	法務 コンプライ アンス リスク管理	グローバル	営業 マーケテ ィング	研究開発 ICT DX	人事 労務 人材開発	ESG サステナビ リティ SDGs
取締役	塚本高広	男性	●	●		●	●	●	●	●
	北村 誠	男性	●	●	●			●	●	●
取締役 (監査等委員)	田中雅子	女性		●	●				●	●
	水野泰二	男性			●					
	太矢英貴	男性	●	●			●	●		

取締役候補者の選任の方針および手続

●取締役（監査等委員を除く）の選任方法および手続

取締役（監査等委員を除く）の選任にあたり、代表取締役社長は、指名報酬委員会の評価に基づいて各取締役（監査等委員を除く）の再任の可否や、新任取締役（監査等委員を除く）登用の際には執行役員を含む経営幹部の中から候補者を選任すべく検討を行った上で、取締役会に次期取締役（監査等委員を除く）体制を提案しております。

●取締役（監査等委員）の選任方法および手続

取締役（監査等委員）の選任にあたり、代表取締役社長は、指名報酬委員会の評価に基づいて候補者を選任すべく検討を行った上で、取締役会に次期取締役（監査等委員）体制を提案しております。

なお、経営の監査・監視を適切に行えるよう、求められる資質を次のとおりしております。

企業経営あるいは、財務、会計、法務などの高い専門性を有する者

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の状況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中東情勢の緊迫化など地政学リスクの高まりや物価上昇、金融資本市場の変動の影響などに注視する必要があり先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループでは、「収益構造の抜本的な改革」を基本方針とする中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）を策定し、低成長・不採算事業の構造改革の実施、既存事業の生産性向上、コスト削減、販売力の強化による稼ぐ力の強化、顧客ニーズを捉えた競争力のある製品開発や新市場への投入による将来事業の創出などを図り、持続的な成長による企業価値向上のための取組みを推進しております。

当社グループの事業別の状況は次のとおりです。

工作機械は、主要顧客である自動車関連業界における設備投資需要が減少したことなどから、前連結会計年度と比較し、24.4%減の3,774百万円となりました。

空油圧機器は、シリンダの受注は増加したものの、チャックの受注が減少したことなどから、前連結会計年度と比較し、14.5%減の1,202百万円となりました。

電子機械は、主な市場である中国において国産化施策などにより主力製品のセラミック積層装置の売上が減少し、前連結会計年度と比較し、20.9%減の444百万円となりました。

工作機械関連全体では前連結会計年度と比較し、22.1%減の5,421百万円となりました。

火器は、米国市場向けスポーツライフルの売上が減少したものの、20式5.56mm小銃や補用部品など防衛省向け装備品の売上が増加したことに加え、防衛生産基盤強化法に基づく特定取組契約を売上計上したことにより、前連結会計年度と比較し、13.4%増の8,965百万円となりました。

特装車両は、路面清掃車の販売台数が減少したため、前連結会計年度と比較し、12.2%減の2,922百万円となりました。

建材は、一般サッシ等の売上は減少したものの、防音サッシの売上が増加したため、前連結会計年度と比較し、7.2%増の3,232百万円となりました。

不動産賃貸は、前連結会計年度と比較し、2.8%増の508百万円となりました。

国内販売子会社は、前連結会計年度と比較し、2.4%減の2,144百万円となりました。

国内運送子会社は、前連結会計年度と比較し、4.4%減の742百万円となりました。

その他は、前連結会計年度と比較し、16.0%減の126百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度は、火器事業では、米国市場向けスポーツライフルが需要低迷などにより出荷数が減少しましたが、防衛省向け20式5.56mm小銃の納入数が増加したことに加え、補用部品などの装備品の納入数も増加しました。さらに防衛生産基盤強化法に基づく特定取組契約を売上計上したことにより大幅な増収増益となりました。

建材事業では、一般サッシ等の売上が減少しましたが、防音サッシの売上が増加したことで増収となり、価格転嫁など採算性の改善により増益となりました。

一方、特装車両事業では、路面清掃車の販売台数が減少したため減収減益となりました。

工作機械関連事業では、工作機械、空油圧機器の売上が減少し採算性が悪化したことに加え、中期経営計画で掲げた構造改革の一環として中国向け在庫の棚卸資産評価損などの費用を計上したため営業損失が拡大しました。また、中国現地法人の解散及び清算を実施することとし、清算関連費用を特別損失として計上しております。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高は24,064百万円（前年同期比3.1%減）、営業利益は1,186百万円（同5.3%減）となりました。また、営業外収益に受取配当金などを計上した結果、経常利益は1,382百万円（同2.2%減）となり、特別利益に投資有価証券売却益などを計上し、特別損失に係る会社株主評価損、事業整理損などを計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は741百万円（前年同1.1%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は2026年3月期から2028年3月期を対象とした第6期中期経営計画を策定し、「工作機械関連事業の市場規模に適合した収益構造への変革」と「既存事業の生産性向上による収益力の向上」が喫緊の課題であると認識し、各課題に取り組んでおります。

第6期中期経営計画の2年目となる2027年3月期は、中東情勢や米国の政策動向、物価上昇などの懸念があり極めて不透明な状況が見込まれます。

このような状況のなか、火器事業において20式小銃の納入数は増加するものの、当連結会計年度に計上した防衛生産基盤強化法に基づく特定取組契約の売上がなくなることなどにより火器の収益は減少すると見込んでおります。また、各事業において、中東情勢の影響の拡大や長期化に伴う原材料の調達難や価格高騰などによる収益への影響が懸念されるため、一定程度の影響を織り込んでおります。しかしながら、工作機械関連における収益構造改革を着実に推進することに加え、各事業の収益力の向上により、当連結会計年度よりも増益を目指してまいります。

これらの状況を踏まえ、2027年3月期の業績予想につきましては、売上高23,560百万円、営業利益

1,410百万円、経常利益1,580百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,080百万円と予想しております。

また、配当につきましては、中長期的な観点から安定的、継続的な配当の維持を基本とし通期20円としておりますが、利益が増加した場合は、配当性向30%を目安として、株主還元を強化する方針としております。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は3億円で、その主なものは次のとおりであります。

火器事業	当社本社工場	火器製造用設備の増設
特装車両事業	当社本社工場	特装車両製造用設備の更新

(4) 資金調達の状況

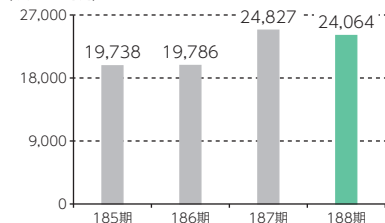
当連結会計年度中の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 185 期 (2023年3月期)	第 186 期 (2024年3月期)	第 187 期 (2025年3月期)	第 188 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	19,738	19,786	24,827	24,064
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (百万円)	524	△873	749	741
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	43.56	△72.49	62.18	61.41
総 資 産(百万円)	27,623	30,289	34,051	35,826
純 資 産(百万円)	17,354	17,334	18,736	21,025
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,440.76	1,438.82	1,553.55	1,741.75

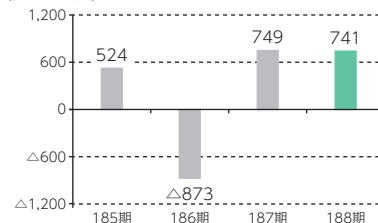
●売上高

(単位：百万円)



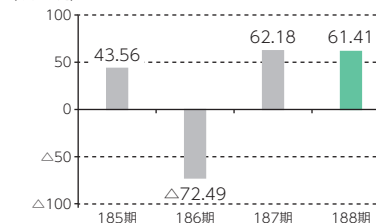
●親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)

(単位：百万円)



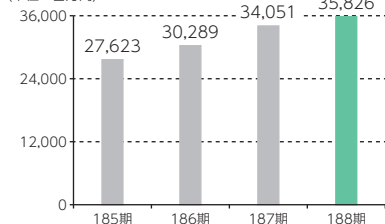
●1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位：円)



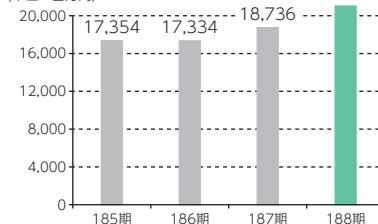
●総資産

(単位：百万円)



●純資産

(単位：百万円)



●1株当たり純資産額

(単位：円)



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
中日運送株式会社	108百万円	100.0	当社製品の荷造および輸送
豊友物産株式会社	84百万円	100.0	当社製品の販売
株式会社豊苑	20百万円	100.0	緑化および造園
丰和(天津)机床有限公司	6,000千 米ドル	100.0	当社製品の販売
ホーワスカメシン インドネシア株式会社	16,612百万 インドネシアルピア	99.7	当社製品の販売 およびアフターサービス

- (注) 1. 当社は、2026年4月1日を効力発生日として、株式会社豊苑を吸収合併しております。
 2. 丰和(天津)机床有限公司は、在中国現地法人であり、2026年4月27日開催の取締役会において、解散し、清算することを決議しております。
 3. ホーワスカメシンインドネシア株式会社は、在インドネシア現地法人であります。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	部門	品目
工作機械関連	工作機械	マシニングセンタ、トランスファーマシン、 その他各種専用機、自動化装置、工作機用ユニット、 ロボットSler
	空油圧機器	パワーチャック、固定シリンダ、回転シリンダ、 ロッドレスシリンダ、クランプシリンダ、 その他空油圧機器
	電子機械	セラミック電子部品関連設備
火器		小銃、銃剣、自動てき弾銃、迫撃砲、発煙弾発射機、 スポーツライフル
特装車両		路面清掃車、産業用清掃機、床面自動洗浄機、 防弾車両等特殊車両
建材		アルミサッシ・ドア、樹脂サッシ、 スチールサッシ・ドア、シールドドア、高気密ドア、 防水板・防水扉・防水自動ドア
その他		不動産賃貸、鉄鋼製品 など

(8) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

名 称	所 在 地
当 社 本店・本社工場 東京 本 社 務 所	愛 知 県 清 須 市 区 東 京 都 千 代 田 区
中 日 運 送 株 式 会 社	本 社 愛 知 県 清 須 市
豊 友 物 産 株 式 会 社	本 社 愛 知 県 清 須 市
株 式 会 社 豊 苑	本 社 愛 知 県 清 須 市
丰 和 (天 津) 机 床 有 限 公 司	本 社 中 国
ホーワスカメシンインドネシア株式会社	本 社 イ ン ド ネ シ ア

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従業員数 (名)	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
工 作 機 械 関 連	217	36名減
火 器	153	3名増
特 装 車 両	91	5名増
建 材	85	4名増
不 動 産 賃 貸	—	—
国 内 販 売 子 会 社	19	1名減
国 内 運 送 子 会 社	80	1名減
そ の 他	6	5名減
全 社 (共 通)	55	2名減
合 計	706	33名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 臨時従業員数については、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
594名	24名減	45.9歳	16.1年

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
シンジケートローン	2,140
株式会社十六銀行	761

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする計5行からの協調融資によるものであります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2025年9月29日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社豊苑を吸収合併することを決議し、2026年4月1日に吸収合併いたしました。

(連結子会社の解散及び清算)

当社は、2026年4月27日開催の取締役会において、当社の完全子会社である豊和（天津）机床有限公司を解散及び清算することを決議しております。

(株式の取得による子会社化)

当社は、2025年12月12日開催の取締役会において、路面清掃車のリユースビジネス事業を展開するにあたり、当社および英和株式会社にてマシンサービス株式会社の全株式を共同で取得し、子会社化することを決議いたしました。

これに伴い、2026年1月7日付で株式譲渡契約を締結し、同年4月1日に株式譲渡を完了し、子会社化いたしました。

2. 会社の現況 (2026年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,548,134株 (うち自己株式306,485株)
- ③ 株主数 18,088名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	524	4.2
豊 和 工 業 協 力 グ ル ー プ 持 株 会	488	3.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	431	3.5
高 橋 慧	335	2.7
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	311	2.5
鈴 木 祐 人	310	2.5
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	251	2.0
J P J P M S E L U X R E U B S A G L O N D O N B R A N C H E Q C O	237	1.9
豊 和 工 業 従 業 員 持 株 会	208	1.7
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	193	1.5

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は、自己株式306千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 の 種 類 お よ び 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	当社普通株式 6,937株	2名
執行役員 (取締役以外)	当社普通株式 3,567株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3) ② 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	塚 本 高 広	事業部門長
常 務 取 締 役	北 村 誠	総務部門長 兼 総務人事部長 兼 経理部長 兼 法務室長 兼 サステナビリティ推進室長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 中 雅 子	双葉電子工業株式会社社外取締役 株式会社内田洋行社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	服 部 誠 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	水 野 泰 二	弁護士

- (注) 1. 2025年6月26日開催の第187期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）牧野康二、渡邊一平および金剛宣邦の3氏が任期満了により退任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）田中雅子、服部誠一および水野泰二の3氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）服部誠一氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役（監査等委員）田中雅子、服部誠一および水野泰二の3氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立性基準を当社の独立社外取締役の独立性判断基準としております。すなわち、以下のいずれかに該当する場合、独立役員として指定しないこととしております。
- ・ 本人または近親者が、当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - ・ 本人または近親者が、当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - ・ 本人または近親者が、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - ・ 本人または近親者が、当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - ・ 本人または近親者が、当社または当社の子会社の業務執行者
5. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。また、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、監査等委員会室を設置しております。
6. 当社は、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会での意見を取締役の評価や報酬、人事に反映することにより、統治機能の強化を図っております。なお、指名報酬委員会は、構成員の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の諮問に対し、透明性・客観性・公平性の高い答申を行っております。また、指名報酬委員会は年4回開催しております。

7. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および事業報告「1. (6)重要な子会社の状況」に記載の子会社の取締役、監査役、執行役員および会計監査人（当事業年度に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に関する請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

9. 当社は経営の迅速化、効率化と業務執行の充実を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の3名であります。

2025年7月1日付

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	佐 藤 輝 彦	特装車両事業部長
	鈴 木 悟	建材事業部長
	浦 野 和 博	機械事業部長

② 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみとしております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬に関しては、2020年6月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めた取締役報酬規程の改定を決議しております。

報酬の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会での意見を取締役の評価や報酬、人事に反映することにより、統治機能の強化を図っております。なお、指名報酬委員会は、構成員の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の諮問に対し、透明性・客観性・公平性の高い答申を行っております。

なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①固定報酬に関する方針

職務内容を勘案して決定する基本報酬と役割に応じて決定する役づけ報酬で構成する

②変動報酬に関する方針

短期業績目標達成の動機づけを目的とし、前年度の連結営業利益に基づき役位別に設定した乗率により支給する報酬と、自己資本利益率の目標達成度と役位別に設定した基準額を乗ずることにより支給する報酬で構成する

③株式報酬に関する方針

中長期的な企業価値向上を図る動機づけと株主の皆様との価値共有を進めることを目的とし、固定報酬金額の20%相当の譲渡制限付株式を付与する

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	72 (-)	34 (-)	31 (-)	6 (-)	2 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	16 (14)	16 (14)	-	-	6 (5)
合 計 (うち社外取締役)	88 (14)	50 (14)	31 (-)	6 (-)	8 (5)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第177期定時株主総会において年額168百万円以内と決議いただいております。なお、取締役 (監査等委員を除く) 個々の報酬については、取締役会において決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は6名であります。また、当該報酬限度額の範囲内で、2020年6月25日開催の第182期定時株主総会において、株式報酬の額を年額20百万円以内と決議いただいております。なお、取締役 (監査等委員を除く) 個々の報酬については、取締役会において決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は4名です。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2015年6月25日の第177期定時株主総会において、年額48百万円と決議いただいております。なお、取締役 (監査等委員) 個々の報酬については、取締役 (監査等委員) の協議により決定しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名であります。
3. 当連結会計年度における役員報酬の業績連動部分は、企業価値向上および株主リターンの最大化を目指し、事業の収益性と資本効率を重視する観点から、連結営業利益および自己資本利益率に基づく業績連動報酬を適用しております。なお、当連結会計年度における当該指標の実績は次のとおりであります。

支給対象月	業績指標	実績
2025年4月~同年6月分	186期連結営業利益 (2024年3月期)	388百万円
	186期自己資本利益率 (2024年3月期)	△5.0%
2025年7月~2026年3月分	187期連結営業利益 (2025年3月期)	1,253百万円
	187期自己資本利益率 (2025年3月期)	4.2%

4. 株式報酬は当社の普通株式であり、割り当ての際の条件等は「イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する

の方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）田中雅子氏は、双葉電子工業株式会社社外取締役および株式会社内田洋行社外取締役であります。なお、当社と双葉電子工業株式会社および株式会社内田洋行との間に特別な利害関係はありません。

取締役（監査等委員）服部誠一および水野泰二の両氏につきまして、記載すべき他の法人等の重要な兼職はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 中 雅 子	当事業年度に開催された取締役会11回全て、監査等委員会12回全てに出席いたしました。企業経営における豊富な経験と見識を活かし、経営全般に対して適宜質問をするとともに、必要に応じて意見を述べるなど、社外取締役としての職責を十分に果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	服 部 誠 一	2025年6月26日付で監査等委員である社外取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会8回全て、監査等委員会7回全てに出席いたしました。企業経営における豊富な経験と見識を活かし、経営全般に対して適宜質問をするとともに、必要に応じて意見を述べるなど、社外取締役としての職責を十分に果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	水 野 泰 二	2025年6月26日付で監査等委員である社外取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会8回全て、監査等委員会7回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から適宜質問をするとともに、必要に応じて意見を述べるなど、社外取締役としての職責を十分に果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 栄監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等について、過年度の実績との比較等の必要な検証を行った結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「グループ」といいます）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1. グループ各社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
グループ各社は、事業活動における法令、定款、社内規則および企業倫理の遵守を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定する。
グループ各社の役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを充分認識して業務遂行にあたるよう、「行動基準」を定め、マニュアルの配布等を通じて周知徹底する。
また、グループ各社を対象とした内部通報制度を設けて、役職員がコンプライアンス違反行為を知ったとき、または自らの行動について判断に迷うときは、内部通報窓口へ通報・相談するものとし、通報者に対して、不利な取扱いを行わない。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、稟議書、重要会議の議事録その他職務執行に係る文書・情報を「文書保存規程」等の社内規則に従い適切に保存・管理する。
3. グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、輸出管理および災害等に係るリスクの予防・管理を行うため、「リスク管理規程」を制定するとともに、リスク管理委員会を設置してリスク管理体制を構築する。
また、当社は、子会社に対し、経営上の重要事項について当社への報告または承認を義務づけ、グループ各社全体としてリスク管理を行う。

4. グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、「職務権限規程」に基づく責任と権限および意思決定ルールにより、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。
当社は、グループ各社を管理する担当部署を設置し、グループ各社の職務執行が適正かつ効率的に行われるために必要な管理を行う。
グループ各社は、年度予算を設定し、当該予算を達成するために効率的な職務執行を行う。
5. グループ各社における業務の適正を確保するための体制
当社は、他社との取引、会計処理等の業務活動が会社の経営方針、法令・社内規則に従い適正かつ効率的に行われているかを監査するため、「内部監査規程」を制定するとともに、内部監査委員会を設置して、グループ各社に対する内部監査を実施し、グループ各社の業務の適正を確保する。
また、当社は、子会社に対し、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告させるとともに、経営上の重要事項が発生した場合は直ちに報告させる。
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務について、監査等委員会室が補助する。
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、補助業務に関して、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動および人事評価については、監査等委員会の意見を尊重する。
7. グループ各社の取締役、使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員は、重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じてグループ各社の取締役、使用人等に対して報告を求めることができるものとする。
また、グループ各社の取締役、使用人等は、グループ各社に著しい影響を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に対して報告することとする。
内部監査委員会は、監査等委員会に対し、内部監査の結果および内部通報の状況を定期的に報告することとする。

8. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に周知徹底する。
9. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに処理する。
10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、会計監査人および内部監査委員会と定期的に情報交換を行い、必要に応じて連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制
グループ各社は、コンプライアンスが経営上の重要事項であることを認識し、法令、定款、社会倫理および諸規則を遵守した事業活動を展開しております。そのために、コンプライアンス規程を整備するとともにグループ各社の役職員が遵守すべき行動基準を定め、周知・啓蒙および教育・研修を行っております。
また、グループ各社の役職員が、他の役職員の法令等に違反する行為を知った場合は、内部通報窓口に通報するように義務付け、問題の早期発見と予防に努めております。
2. リスク管理体制
当社は、リスク管理規程を整備して、グループ各社に係る様々なリスクに対する評価を行い、対応を協議し、必要な措置を講じております。
また、事業活動に係るリスクを事前に予防、排除、軽減するために取引審査制度を設け、取引前に内部監査委員会が取引の適正性と妥当性について審査しております。
3. 情報保存管理体制
グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、その他重要な意思決定に関する文書等を法令および社内規則に従って適正に保存・管理しております。

4. グループ管理体制

当社の子会社は、子会社管理規程に基づき月次で財務状況と業務執行状況を当社に報告しており、所管部署および関係者が状況を確認しております。また、子会社とは定期的に業務執行状況、問題点等について意見交換しております。

5. 監査体制

監査等委員である取締役は、取締役会に加え経営会議やリスク管理委員会、執行役員会およびその他の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書の閲覧等を通じて業務執行状況を監視しております。

また、会計監査人および内部監査委員会と定期的に情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性を向上させております。

なお、監査等委員会室を設置し、適宜、監査等委員の職務の補助や監査等委員へ情報提供を行う体制を構築しております。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数および比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,269	流動負債	7,478
現金及び預金	6,188	買掛金	2,242
受取手形	131	電子記録債権	48
電子記録債権	2,456	短期借入金	2,634
売掛金	4,616	リース債権	14
契約資産	1,340	未払費用	109
リース投資資産	1,004	未払法人税等	546
商品及び製品	928	未払消費税	364
仕掛品	3,357	未払消費税	332
原材料及び貯蔵品	904	賞与引当金	728
その他	423	工事損失引当金	264
貸倒引当金	△85	製品保証引当金	0
固定資産	14,557	受注損失引当金	119
有形固定資産	4,812	受注損失引当金	9
建物及び構築物	1,653	その他	65
機械装置及び運搬具	2,306	固定負債	7,322
工具、器具及び備品	148	長期借入金	4,012
土地	501	リース債権	102
リース資産	107	繰延税金負債	2,077
建設仮勘定	96	退職給付に係る負債	709
無形固定資産	173	資産除去債務	61
ソフトウェア等	173	株式給付引当金	19
投資その他の資産	9,571	事業整理損失引当金	32
投資有価証券	8,733	その他	309
退職給付に係る資産	405	負債合計	14,801
その他	452	(純資産の部)	
貸倒引当金	△19	株主資本	15,862
資産合計	35,826	資本金	9,019
		資本剰余金	1
		利益剰余金	7,233
		自己株式	△392
		その他の包括利益累計額	5,162
		その他有価証券評価差額金	4,823
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	129
		退職給付に係る調整累計額	209
		純資産合計	21,025
		負債・純資産合計	35,826

連結損益計算書

(2025年 4月 1日から
2026年 3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上	24,064
売上原価	19,835
販売費及び一般管理費	4,228
営業外収益	3,041
営業外取配当	1,186
受取雑収入	10
雑収入	234
営業外費用	71
支遊雑経	55
休資産維持管理費	21
雑損	43
経常利益	121
特別利益	1,382
投資有価証券売却益	216
固定資産売却益	8
特別損失	38
減損	1
固定資産除売却損	116
関係会社株式評価損	112
事業のその他	0
税金等調整前当期純利益	268
法人税、住民税及び事業税	1,338
法人税等調整額	554
当期純利益	43
当親当	741
会社株主に帰属する純利益	741

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本		資 本		株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	9,019	-	6,736	△400	15,355
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△244		△244
親会社株主に帰属する 当期純利益			741		741
譲渡制限付株式報酬		1		8	10
株式給付信託による 自己株式の処分				0	0
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	1	496	8	507
当連結会計年度末残高	9,019	1	7,233	△392	15,862

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	3,231	－	134	15	3,381	18,736
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当					－	△244
親会社株主に帰属する 当期純利益					－	741
譲渡制限付株式報酬					－	10
株式給付信託による 自己株式の処分					－	0
自己株式の取得					－	△0
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	1,591	0	△4	193	1,781	1,781
当連結会計年度変動額合計	1,591	0	△4	193	1,781	2,288
当連結会計年度末残高	4,823	0	129	209	5,162	21,025

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,453	流動負債	8,044
現金及び預金	5,226	買掛金	2,095
受取手形	120	電子記録債権	48
電子記録債権	2,218	短期借入金	2,634
売掛金	4,279	リース負債	14
契約資産	1,340	未払費用	110
リース投資資産	1,004	未払法人税等	469
商品及び製品	915	未払消費税	344
仕掛品	3,058	未払消費税	315
原材料及び貯蔵品	898	未払契約負債	648
未収入金	74	預り引当金	965
その他の金	327	賞与引当金	220
貸倒引当金	△10	工事損失引当金	0
固定資産	14,180	受注品保引当金	9
有形固定資産	4,677	製品保引当金	119
建物	1,400	その他	49
構築物	251	固定負債	7,111
機械及び装置	2,235	長期借入金	4,012
車両運搬具	14	リース負債	102
工具、器具及び備品	135	繰延税金負債	1,894
土地	437	株式給付引当金	19
リース資産	107	退職給付引当金	728
建設仮勘定	96	資産除去負債	61
無形固定資産	163	その他	293
ソフトウェア等	163	負債合計	15,156
投資その他の資産	9,339	(純資産の部)	
投資有価証券	8,094	株主資本	13,916
関係会社株式	724	資本金	9,019
関係会社出資金	0	資本剰余金	1
長期前払費用	35	その他資本剰余金	1
前払年金費用	173	利益剰余金	5,287
長期未収入金	426	利益準備金	333
その他の金	65	その他利益剰余金	4,953
貸倒引当金	△179	繰越利益剰余金	4,953
資産合計	33,634	自己株式	△392
		評価・換算差額等	4,561
		その他有価証券評価差額金	4,561
		純資産合計	18,477
		負債・純資産合計	33,634

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上		21,645
売 上 原 高 価		17,862
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,782
営 業 外 収 益		2,873
営 業 外 収 益		909
受 取 配 当 金 益	9	
受 取 配 当 金 益	390	
営 業 外 費 用	56	456
支 払 利 息 用	57	
遊 休 資 産 維 持 管 理 費	21	
経 常 損 失	43	123
特 別 常 利 益		1,242
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	216	
そ の 他	11	230
特 別 損 失		
減 損 損 失	38	
固 定 資 産 除 却 損 失	1	
子 会 社 株 式 評 価 損 失	116	
そ の 他	0	156
税 引 前 当 期 純 利 益		1,317
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		494
法 人 税 等 調 整 額		19
当 期 純 利 益		803

株主資本等変動計算書

(2025年 4月 1日から
2026年 3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	9,019	－	－	309	4,419	4,728	△400	13,347	
当 期 変 動 額									
利益準備金の積立			－	24	△24	－		－	
剰余金の配当			－		△244	△244		△244	
当 期 純 利 益			－		803	803		803	
譲渡制限付株式報酬		1	1			－	8	10	
株式給付信託による 自己株式の処分			－			－	0	0	
自己株式の取得			－			－	△0	△0	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			－			－		－	
当期変動額合計	－	1	1	24	534	558	8	569	
当 期 末 残 高	9,019	1	1	333	4,953	5,287	△392	13,916	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,052	3,052	16,399
当 期 変 動 額			
利益準備金の積立		-	-
剰余金の配当		-	△244
当 期 純 利 益		-	803
譲渡制限付株式報酬		-	10
株式給付信託による 自己株式の処分		-	0
自己株式の取得		-	△0
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)	1,508	1,508	1,508
当 期 変 動 額 合 計	1,508	1,508	2,078
当 期 末 残 高	4,561	4,561	18,477

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

豊和工業株式会社
取締役会御中

栄 監 査 法 人
名 古 屋 事 務 所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 林 浩 史
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 原 耕 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、豊和工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

豊和工業株式会社
取締役会御中

栄 監 査 法 人 所
名 古 屋 事 務 所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 林 浩 史
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 原 耕 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊和工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第188期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前に基づき重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前に基づき重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第188期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

豊和工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 服 部 誠 一 ㊟

監査等委員 水 野 泰 二 ㊟

監査等委員 田 中 雅 子 ㊟

(注) 監査等委員服部誠一、水野泰二及び田中雅子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会・期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
単元株式数	100株
公告方法	当社公告については、当社ウェブサイト（ https://www.howa.co.jp/ ）に掲載します。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) ※受付時間：土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く 9:00～17:00

住所変更等株式に関する手続きのお申出先について

株様が口座を開設されている口座管理機関（証券会社）へお申出ください。なお、特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

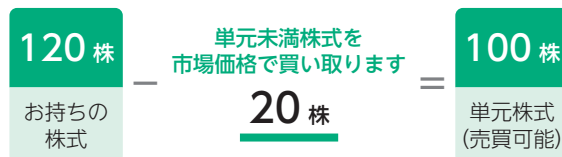
受け取られていない配当金がある場合は、支払開始日から3年以内であれば、お受け取りいただけます。その際は株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

単元未満株式の買取・買増制度のご案内

単元未満株式（100株未満）は、市場での売買はできませんが、買取・買増制度をご利用いただけます。

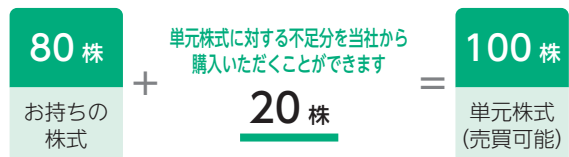
買取制度

例) …当社株式を120株保有の場合



買増制度

例) …当社株式を80株保有の場合



特別口座で株式を保有されている株主様へのご案内

2009年の株券電子化実施に伴い、株券を証券保管振替機構に預けられていない株式については、特別口座に記録されております。

株主総会会場ご案内

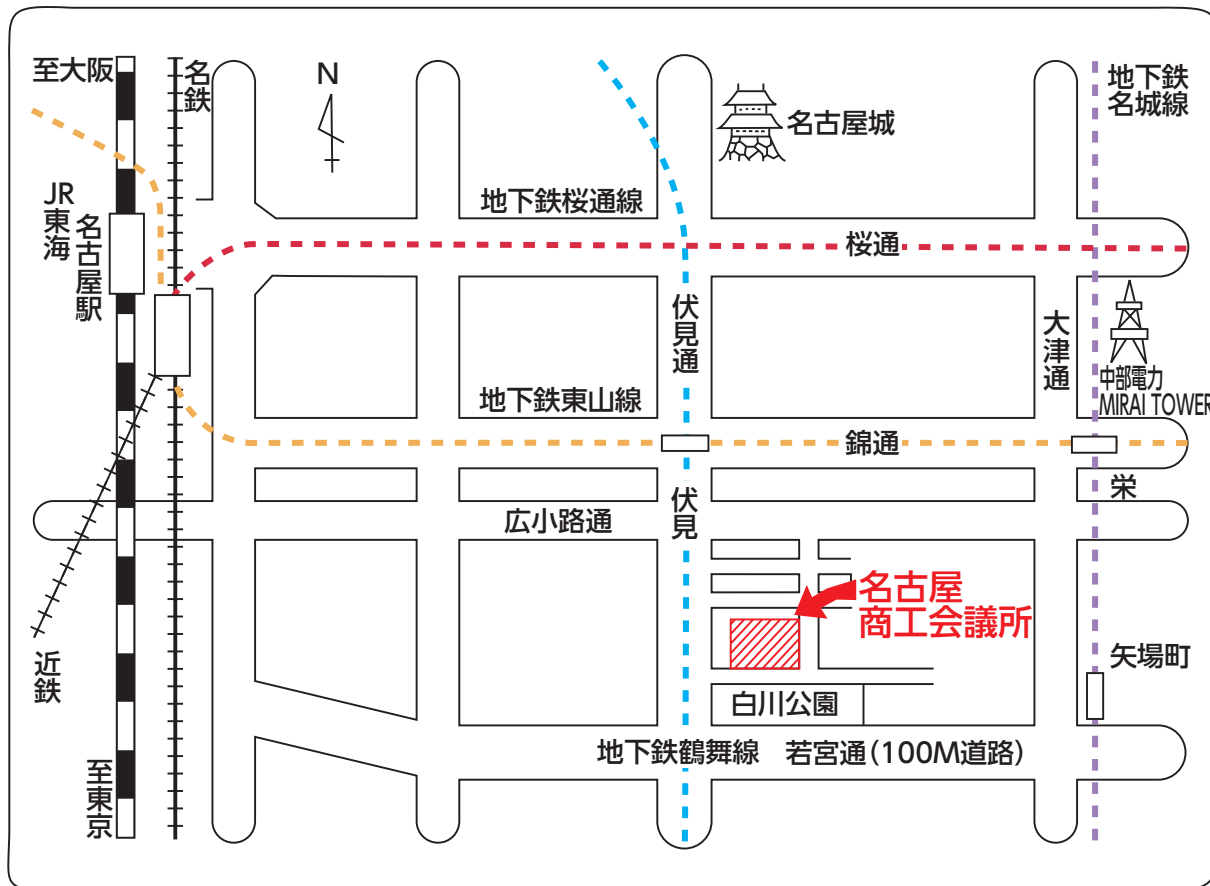
会場

名古屋市中区栄二丁目10番19号

名古屋商工会議所 3階 第5会議室 電話 <052>223-5620

交通

地下鉄 「伏見駅」下車 5番出口 南へ徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。